

「朝鮮三奉行」の渡海をめぐる

はじめに

豊臣秀吉の侵略戦争（いわゆる文禄・慶長の役、朝鮮出兵）をめぐる研究史は、極めて膨大かつ多岐に及ぶ。日本だけでなく、韓国や中国などの研究も含めると、十六世紀における東アジア史の中で最も研究蓄積の厚い分野といえるだろう。^①

また、近年では、東アジアを巻き込んだ国際戦争、すなわち「壬辰戦争」として捉える研究視角が提起されている。^②かかる動向を踏まえると、同戦争をめぐる政治過程の実証精度を磨きつつも、その成果を個別分野史に埋没させることなく、近世国家・社会成立史や中央政権論などの結節点を見出し、壬辰戦争から全体の議論に何を問い返していくのかが、ますます重要になるだろう。^③

そうした壬辰戦争と政権論との接点の代表的事例としては、「朝鮮三奉行」が挙げられよう。天正二十年（一五九二）六月に豊臣秀吉に代わって朝鮮に渡海した増田長盛・石田三成・大谷吉継の三名を指す研究用語である。

従来の研究では、彼らが「朝鮮三奉行」と一括りにされてきたためか、三者それぞれの立場や見解にまでは分析が及んでいない。また、彼らと同時、ないし前後して渡海した人々、例えば長谷川秀一や前野長泰（長康）・浅野長吉（長政）・片桐且盛（且元）ら、及び、日本国内に残った吏

谷 徹也

僚層、玄以や山中長俊・木下吉隆らとの役割や位置づけの違いについても明確にされていない。そのため、この時期の政権構成員の動向は未曾有の対外侵略への臨戦態勢、すなわち例外的措置と見做されがちである。しかし、吏僚層が集団としての活動を強めるのはまさに壬辰戦争の前後においてであり、政権構造を考察するうえでも、当該期の分析を欠くことはできない。

よって、本稿では、「朝鮮三奉行」を中心にその周辺の動向を検討し、ひいては当該期の豊臣政権の内部構造を解明することを目的としたい。

第一章 渡海前後の動向

第一節 渡海に至るまで

（一）秀吉の名護屋入営

秀吉が名護屋に向けて京都から出陣したのは天正二十年三月二十六日のことであるが、後の「朝鮮三奉行」のうち石田三成と大谷吉継は、それに先立つ二月二十日に出陣しており、三月下旬には名護屋に到着し、秀吉を迎える準備を行った。^④一方で、増田長盛は秀吉が広島で催した茶会に参加しており、秀吉に付き従って出陣したと思われる。また、浅野

長吉も同道をしていたが、「推シテ御目見へ曲事」とされ、秀吉から宿所への立ち入りを禁止され、野陣を命じられている。^⑤ 吏僚層では増田以外にも、物書衆（右筆）の長束正家・木下吉隆・山中長俊が宿を許されており、彼らも同行していたことが確認できる。この間、秀吉の発給文書の尚文言（尚く可申候）にも、長束・木下・山中の名前が見える。^⑥

秀吉は四月二十一日に筑前名嶋に到着し、二十五日に肥前名護屋に入城した。翌日、秀吉は石田・大谷に渡海を命じたが、その目的は秀吉の御座所の準備と船の廻送にあった。しかし、二十七日には石田・大谷の先行渡海は中止され、かわって、小野木重次や片桐且盛らが派遣されることになる。秀吉の渡海も船が揃わず、五月雨の天候不良を理由に、六月に延期されることになった。^⑦

この間、秀吉は名嶋において、小早川隆景（隆景は既に渡海しており、実際には留守居）から一万石の兵糧の献上を受けたが、返還したとされる。^⑧ しかし、実際には、翌月二十六日、「從隆景壹万石」の用途が増田と長束に任せられ、博多で五千石、名護屋で五千石を扶持方として用いられることになり、大谷吉継から小早川家臣に対して米の輸送が命じられている。^⑨ よって、表向きは辞退したものの、実際には扶持米に転用され、再度下げ渡されていたといえよう。

五月十六日、漢城陥落の報を受けた秀吉は「三国国割計画」を打ち上げる。その中で、秀吉の渡海後は「御ふきやう（奉行）」として増田・大谷・石田の三名を名護屋に残し、全軍の渡海が済んでから彼らも渡海することとされた。同時に、前野長泰が名護屋に留守居として残され、京都や大坂に留まっていた玄以・小出秀政・石川光重も八月までに参陣する計画であった。^⑩ 「朝鮮三奉行」としての集団的活動はこの頃から見られるようになり、当初の役割はしんがりとして諸將の渡海を円滑にすることが想定されていた。^⑪

（二）御前会議での家康と三成

六月二日、名護屋城において秀吉の朝鮮渡海をめぐる御前会議が開かれた。この時期の秀吉は、「三国国割計画」にも示されているように、一刻も早い自身の渡海に浮足立っていた。会議においては、渡海を推進する側として石田三成、それに反論して渡海を諫止する側として徳川家康と前田利家の両陣営が激論を交わした、と従来は考えられてきた。^⑫ 果たしてその理解は正しいのだろうか。

〔史料1〕^⑬

当月 大閤太相国（秀吉）可有御渡海之由相究候処、徳川殿（家康）・前田殿（利家）、内々以誓紙被申入候間、即被召御談合候、石田治部少輔（三成）、迎も被成御越候者、当月可然之由候、家康存分ハ、船頭共申候ハ、土用中七月ハ不慮之風御座候間、万一之儀御座候時者、天下一同相果候間、兩人を先被差越候者、上意之趣涯分可申付之由候、落涙候て被申候、其故又変「」

〔史料2〕^⑭

此十日斗以前、増田右衛門尉（長盛）・石田治部（三成）・大谷刑部（吉継）・まいの但馬（前野長泰）・羽柴藤五郎（長谷川秀一）即七八人被差越候、大閤（秀吉）御渡海二相究候へ共、家康（徳川）・前田（利家）無御勿躰之由被申、中二も家康達而被申候、石治ハ、迎も御越候者、此度可然之由被申候、於御前事之外存分共候、家康ハ、兎角前田と兩人被差越、上之御存分可被仰渡候、当月・来月ハ不慮之風御座候由候間、御一人自然之儀候へハ、天下相果候由被申、上二も御合点二候、

会議の発端は、秀吉の渡海が決定したところ、家康と利家が内々に起請文を提出して再考を促し、とりわけ家康が強く主張したことであった。

会議において三成は、「**逆も被成御越候者**、**当月可然**」と主張しているが、これは「(秀吉が) どうしても渡海をさせたいのであれば、六月が適切だ」と解釈すべきであろう。それに対して、様々な意見が出されたが、最終的には家康が「**当月・来月ハ不慮之風御座候由候間、御一人自然之儀候へハ、天下相果候**」、つまり、六月と七月は(対馬海峡では)予想外の風が起るといふ情報を根拠に、秀吉にもしものことがあれば、天下が果ててしまう、と落涙しながら主張したのである。

ここからは、三成が先に渡海のを六月に限定することで、家康の天候を理由とした渡海の困難さの主張が有効性を持ち、ついに秀吉も即時渡海を断念するに至ったという論理展開が読み取れる。つまり、三成と家康はともに秀吉の渡海を制止する方向性は一致しており、あたかも事前に調整したかのように両者の主張が会議の場で機能したと考えられよう。

会議後、秀吉自身も漢城在陣中の宇喜多秀家らに対して、家康・利家とともに「**只今罷越候者とも**」(三成ら)も即時渡海を強く制止したために、来年三月まで渡海を延期した旨を伝えている。こうした三成の志向性は、姜沆『看羊録』において、家康が朝鮮再侵(丁酉再戦、慶長の役)を失策と非難し、三成も日頃から対外侵略に批判的であったとする見立でも合致する¹⁵⁾。

第二節 「朝鮮三奉行」の漢城入り

(一) 「朝鮮三奉行」らの渡海

秀吉渡海延期の結果、代わりに「朝鮮三奉行」と長谷川秀一・前野長泰・木村常陸介・加藤光泰の七名が朝鮮に派遣されることになる。七名は慌ただしく準備を整え、六月六日に名護屋から出船して壱岐へ向か

う。朝鮮への着船日は不明だが、六月十六日には釜山に至ったと推測され、一兩日中の熊川への到着を相良頼房に伝えている¹⁶⁾。同月二十一日には朝鮮在陣衆の加藤清正や黒田長政らとともに七名も連署した定書が残されている¹⁷⁾。そこでは、武家奉公人や下人の取り合いや非分を禁止し、走り者の返還を誓約しており、この段階では一堂に会するのは不可能であるため、廻状して同意を得たものと推測される。

七名の派遣目的は、第一に、先駆(九州・四国・中国の大名ら)の明国境までの軍事計画を伝えることであった¹⁸⁾。特に「**先手備**」の小西行長・宗義智ら、加藤清正・鍋島直茂ら、黒田長政・毛利吉成らの三つの番手は、一日ごとに番替わりを行うように指示されており、漢城陥落時に見られた先手争いを緩和させようとする意図が読み取れる。

第二の目的は、代官所を設定して絵図に示し、来るべき秀吉渡海時の御座所(つなぎの城)を普請することであった。在陣衆が「**朝鮮三奉行**」を「**分地之使**」と受け止めたように、朝鮮半島の統治と年貢・兵粮の確保が目指されたのである¹⁹⁾。

しかし、実際には先駆の諸軍勢は各地へ転戦しており、各地域の分割統治も在陣衆の中で取り決められていた。その報せが名護屋に入ったのは「朝鮮三奉行」らが渡海した五日後のことであり、入れ違いとなってしまうが、秀吉はあくまで「朝鮮三奉行」に託した自らの計画を優先するように伝えている²⁰⁾。

天正二十年七月十六日、「朝鮮三奉行」は漢城に到着する。宗義智が管理していた蔵や財物を点検しており、漢城周辺での兵粮や金銀の把握も彼らの役割の一つであったことが窺える²¹⁾。この前後の「朝鮮三奉行」の動向を示す史料は多くないが、これまで用いられてこなかった一枚の絵図を紹介しつつ、分析を加えたい。

(二) 「朝鮮之役絵図」からみた諸将の配置

当該絵図〔図1〜6〕参照〕は全長約二メートルに及ぶ縦長の続紙に、朝鮮の地名と道筋、諸勢の配置状況が書かれたものである。地名は鴨緑江河口部・竜川（龍川、平安道）を北端とし、平壤、開城、京都（漢城）から南は梁山までを描く。「梁山」の文字が途中で切れているため、おそらく本来はもう一紙分存在し、釜山まで記されていた可能性が高い。朝鮮半島全域ではなく、釜山から明国境に至る道筋の距離や山、川が中心に描かれており、地名も多くは御座所に指定された場所と重なるため、秀吉渡海に向けた主要往還を示したものと考えられる。

それでは、この絵図はいつ、誰の手によって描かれたのだろうか。まず、漢城には前野長泰・加藤光泰・増田長盛・石田三成・大谷吉継の名があり、「朝鮮三奉行」の漢城入城後であることが読み取れる。一方で、長谷川秀一・木村常陸介は細川忠興・生駒近規（親正）と共に槐山（忠清道）周辺に描かれている。忠興は七月二十三日に漢城に到着し、八月七日に慶尚道の昌原・晋州を目指して南下したとされる。また、毛利輝元は七月十九日に安東（慶尚道）、小早川隆景は同月二十日に錦山（忠清道）に在陣していたが、朝鮮軍に敗れて漢城に撤退する。輝元らは八月十日の漢城の軍評定で開城（黄海道）への転戦が決まるが、絵図でも開城の北、平山周辺にその名が見える。さらに、軍評定では、大友義統を黄海道から平安道に移すことが定められたが、絵図では大友は黄海道に描かれている。

これらを総合すると、当該絵図は八月七日から十日の間における、軍評定直前の状況や計画を示すものと判断される。実際、絵図には「今度各不参候まへ」から加藤清正・鍋島直茂らが咸鏡道を、毛利吉成らが江原道を受け取ったことが書かれており、「朝鮮三奉行」渡海以前の五月に

図 2

図 1

「朝鮮三奉行」の渡海をめぐる

図 4

図 3

二四三

図 6

図 5

【表】「朝鮮之役絵図」記載の情報

道名	地名	諸将の配置		国の色分け	
		当該絵図	天正 20 年 12 月段階	当該絵図	従来
咸鏡道		加藤清正	(加藤清正)		黒国
平安道		小西行長・宗義智	(平壤 小西行長) (中和 小西行長・毛利輝元勢)	梅色	黄国
黄海道	平山	黒田長政・大友義統 毛利輝元・小早川隆景	(鳳山 大村喜前・大友義統) (毛利輝元)	青色	緑国
京畿道	坡州	前野長康	(小早川隆景)	柿色	青国
	高陽	大谷吉継			
	漢城	宇喜多秀家・前野長康・加藤光泰・ 増田長盛・石田三成・大谷吉継	増田長盛・石田三成・大谷吉継	茶色	
	利川	宇喜多秀家	陽智 中川秀成・宇喜多秀家		
	陰竹	来島通総			
	陰城	中川秀政			
江原道		毛利吉成			黄国
忠清道	槐山	長谷川秀一・細川忠興・木村常陸 介・生駒近規	竹山 福島正則 忠州新城 蜂須賀家政・生駒近規	青色	青国
慶尚道	聞慶	小野木公郷・片桐貞隆	長宗我部元親	白色	白国
	咸昌	牧村利貞・藤掛永勝	長宗我部元親		
	尚州	稲葉貞通	戸田勝隆		
	善山	宮部長熙	宮部長熙		
	仁同	(記載なし)	木下重堅・南条元清		
	大邱	明石元知・斎村広秀	明石元知・斎村広秀・稲葉貞通		
	清道	小吉秀勝	秀勝遺臣		
	密陽	小吉秀勝	秀勝遺臣・別所吉治		
	梁山	小吉秀勝	秀勝遺臣		
	東萊	(欠損)	秀勝遺臣		
	釜山	(欠損)	早川長政・百々綱家・三輪五右衛門		

諸将が定めた地域分担を追認しつつ、諸情報を整理した内容となっており、軍評定にあたっての事前調査と見るのが妥当ではなからうか。

また、絵図の地名や地形は特に平壤以南が詳細に描かれていることから、小西行長のもたらした情報が基になっている可能性がある。実際に、行長は軍評定のために八月七日に漢城入りしており、「朝鮮三奉行」と現状を相談するために作成されたとも考えられる。また、毛利輝元・小早川隆景のみが実名で記されており、彼らの関与も推測される。

当該絵図に見える諸将の配置を整理すると【表】のようになる。従来指摘されてきた天正二十年十二月段階の在番状況と比較すると、若干の差はあるものの、基本的に重なる場所が多く、時期的変遷と捉えてよいだろう。また、朝鮮の地域を示す色(赤国・黒国など)が、一般的に知られている色とは相違しているが、京畿道北部(開城・坡州周辺)の柿色と南部(漢城周辺)の茶色に分けられていることから、道別ではなく、代官所の所轄地域の違いを示している可能性がある。

その京畿道では、前野長泰が坡州、大谷吉継が高陽、宇喜多秀家が漢城から利川にかけての管轄とされていることが注目される。吉継は八月二十九日には「番船蜂起」(慶尚道での李舜臣ら朝鮮水軍の攻撃か)に対応するために出撃し、翌年正月には平壤の小西勢敗退を受けて開城に赴くなど、「朝鮮三奉行」の中でも、漢城に籠らずに軍事活動に従事しているのが目立つ。三名で唯

一城番を受け取っているのは、そうした吉継の軍事顧問的立場が反映しているのかもしれない。

なお、軍評定の直後、「朝鮮三奉行」らは名護屋の長東正家・木下吉隆・石田正澄（実質的には秀吉）に対し、年内は明への侵攻を控え、朝鮮国内の統治に重点を置く旨を注進している。その文中には「此絵図に書付のこたく各請取く罷越候」と書かれており、彼らから日本に請取地域を記した絵図が送付されていることが分かる。当該絵図がそのものにあたるとは考えにくい³⁰が、それを下敷きとしたものが送られた可能性はあるだろう。

第二章 対外侵略の困難さ

第一節 朝鮮における情報伝達

(一) 情報の伝達過程

国内統一戦と対外侵略戦争との差異はいくつか想定できるが、これまでも重視されてきたのが情報伝達の問題である。まず、伝達の不確実性については、「朝鮮三奉行」らの同一内容の注進状が複数残っており、連絡手段の不安定さの中、複数の使者や経路から日本に情報を伝える狙いがあったと想定されている。また、伝達時間に関しては、日本からの指示が朝鮮に到達するまでに大きな時差が発生したために、秀吉は現地での判断を迫らせざるを得ず、「朝鮮三奉行」らが秀吉の意向を誘導・変質させえたことが指摘されている³¹。

これまでの研究成果³¹によると、片道の文書送達にかかるおおよその時間は、名護屋―釜山間で七日、名護屋―漢城間で三十日、名護屋―上方

間で二十日程度と想定される。義兵の蜂起や朝鮮水軍の攻勢によって連絡路が遮断されるようになった天正二十年末から状況は悪化し、飛脚の往復に数か月かかる場合もあった。その一方で、丁酉再戦（慶長の役）に際しては改善傾向が見られる。もともと、天正二十年四月の秀吉の名護屋着陣の直前においてすら、大陸の諸将に宛てた秀次朱印状の紛失が生じており、大軍での移動と混乱に加え、海を跨ぐ必要性が輪をかけて通信状況を悪化させた³²と捉えうるだろう。

こうした状況を踏まえつつ、ここでは朝鮮において「朝鮮三奉行」が情報伝達にどのように関わっていたのかを確認しておきたい。文禄二年（一五九三）二月朔日、大谷吉継が毛利（末次）元康に送った次の文書からは、朝鮮国内、日本から朝鮮へ、朝鮮から日本への三つの情報伝達の実が読み取れる。

〔史料3〕³³

一、備前衆（宇喜多秀家勢）敵陣物見ニ参罷帰候様子、早々御知せ忝候、未何方よりも不申来候、猶珍敷儀候ハ、被仰越て可被下候、
一、関白殿（豊臣秀次）より御使者被参候、去年九月八日之 御朱印
二候、御見廻一儀にて別条無之候事、

一、日本へ慥成便宜候而、今度御手柄之様体可申達候、昨日者御見廻忝候、眼于今散々候間、不能判形候、かしく、
小西勢の平壤敗走後、漢城に集まった日本軍は、開城から南下した明軍を碧蹄館の戦いで退け、ついで幸州山城から漢城奪還をうかがう朝鮮軍の様子を探っている状況であった。一条目では、敵陣の情報が宇喜多勢から毛利勢を経て吉継の元へ届けられており、先に指摘した吉継の軍事に關与する役割が想起される。

二条目では、京都の秀次からの使者（丹羽五平次か）が五か月かけて漢城に到来したが、朱印状の中身が陣中見舞であったために、諸将へは廻

送されず、内容が簡潔に伝えられるに留まっている。つまり、日本からの文書がまず「朝鮮三奉行」に届けられ、その内容を諸將に伝達する役割があったことに加え、現地での伝達過程にも取捨選択の余地があったことが推測される。

実際に、碧蹄館の戦いにおける手柄を褒めた諸將宛ての秀吉朱印状では、尚文言に秀吉の側近くにいる吏僚層ではなく、遠く離れた「朝鮮三奉行」の名が記されており、秀吉からの返答は彼らを通して諸將に伝えられていたことが確認できる。また、加藤清正は「朝鮮三奉行」らが秀吉に偽りの注進をしていると疑い、逆に「朝鮮三奉行」は清正への不信感を強め、清正に同行する鍋島直茂に対して名護屋への注進内容を指南している³⁴。

なお、秀次からの使者については、片道での通信に時間がかかりすぎているようにも思われるが、他の例を参照しておくと、「松浦文書」の秀吉発給文書には受領日が追筆されており、送達にかかった時間が計算できる。平時には平戸―上方間の送達期間は約四十日前後であったが、壬辰戦争時には最長で五か月ほどかかる場合もあり、当該事例が特殊でないことがわかる³⁵。

三条目では、碧蹄館の戦いでの手柄の注進は確実な伝達方法で日本に伝えることを約束している。ここからは、通信の不確実性が諸將の不信を招きかねず、それへの吉継の配慮が読み取れよう。なお、吉継の眼に何らかの問題が生じ、花押が据えられないと末尾に記されていることも注目される。その後の発給文書では再び花押を据えているものの、「于今散々」という表現からは、それ以前の時点から継続して目が見えにくい状況だったと考えられる。従来、吉継の眼病悪化の証拠としては朝鮮からの帰陣後の文禄三年十月の書状が挙げられてきたが、それよりも一年半前から進行していた可能性が指摘できよう。

(二) 意思伝達の窓口

さて、秀吉が名護屋に、「朝鮮三奉行」が朝鮮に所在することによって、政権の意思伝達における窓口にも変化が見受けられるようになる。まず、在陣諸將から日本国内への注進状を見てみよう。天正二十年四月当初、秀次に対する注進は駒井重勝、秀吉に対する注進は主に長束正家と木下吉隆を宛名としていた。京都で加藤清正の注進状を受け取った駒井は、秀次が諸方へ文書の写を渡したと述べており、朝鮮での情報は国内でも共有経路が築かれていた³⁶。木下吉隆は出陣前から諸將に秀吉の出頭人として認識されており、国内からの音信についても、秀吉への披露と、朱印状の授受・添状発給を担っていた³⁷。

また、秀吉発給文書の尚文言にも変化が見受けられるようになる³⁸。まず、天正二十年六月には、京都からの見舞いへの返事において、「猶民部卿法印被仰聞候通、木下半介可申候也」という尚文言が見られ、名護屋の木下吉隆の添状(ないし言伝)を京都の玄以から伝えたことがわかる。また、在陣諸將に対しては、「委細増田右衛門尉・大谷刑部少輔・石田治部少輔可申渡候、尚山中橋内・木下半介可申候也」といった尚文言が見られ、名護屋の山中長俊・木下吉隆からの添状(ないし言伝)を朝鮮の「朝鮮三奉行」が諸將に伝える旨が記される。このように、秀吉の名護屋在陣と「朝鮮三奉行」の渡海に伴い、政権の吏僚層の居所が離れ、意思伝達過程が複層化したのであった。

同じく天正二十年六月頃から、秀吉文書の尚文言や大名からの注進状の宛名に石田正澄が登場するようになる³⁹。当初は島津義久への返答の尚文言によく見られることから、渡海した弟の三成の代わりの役割を担っていたと想定される。また、渡海直前の大谷吉継も、名護屋駐在の小早川隆景家臣に対し、以後は石田正澄が御用を仲介するので、名嶋の留守

居衆に伝えるように申し送りをしており、実際に正澄との間で連絡をとっていることが知られる^④。このように、石田正澄は「朝鮮三奉行」の代理として立場を浮上させていた。

天正二十年七月二十二日、大政所重篤の報を受けた秀吉は、名護屋から一時的に上方へと戻る。これに伴って、さらに吏僚層の居所は分裂することになる。秀吉文書の尚文言には木下吉隆・山中長俊・施薬院全宗の名が目立ち、彼らは秀吉に同行していたことがわかる。一方で、名護屋には長東正家・寺沢重政（正成、広高）・石田正澄が残り、朝鮮の動静を秀吉の元に報じていた様子が窺える。こうした状況は秀吉が名護屋に戻る同年十一月一日まで続くことになる。

また、秀吉が名護屋に戻った後、在陣諸将からの書状の宛名や秀吉の尚文言で長東正家・木下吉隆・山中長俊の連名が見られるようになる^④。こうして、長東・木下・山中の三名は側近衆として地位を浮上させていった。以上のように、戦争に伴う居所の分裂が新たな吏僚層の台頭の素地となった点は、政権の内部構造の変遷を辿るうえでも重要である。秀吉への近侍こそが吏僚たちの力の源泉であると同時に、「朝鮮三奉行」らはそうした立場を超えつつあることも読み取れる。もともと、彼らの役割や居所は戦況によって流動的に組み合わせが変更されうるものであり、例えば、秀吉が名護屋に戻ったことを知った「朝鮮三奉行」らは、秀吉の側近くにいた長東・木下・石田正澄のうち一人の渡海を希望したものの、それが難しいので自らのうち一名を名護屋に送ることで、着陣御礼と情報共有を試みようとしている点には留意すべきである^⑤。

第二節 天正二十一年の漢城

(一) 漢城の高利貸し

海を隔てた情報伝達の過程においては、軍令のような重要な情報はともかく、さほど緊急ではない情報は伝えられなかった。その例として、ここでは改元を採り上げたい。

吉川広家に従って漢城に駐在していた出雲国田儀村・山口村・伊秩村の陣夫たちは、金銭が欠乏したために借金をすることになった^⑥。この頃、漢城では食料や資源の枯渇に加えて疫病が深刻化しており、とりわけ諸国から徴発された百姓陣夫らが劣悪な環境に置かれていたであろうことは想像に難くない。

銀を貸したのは豊前国香春岳城下の富永新四郎宗貞で、こちらも領主の毛利吉成に従って渡海した有力商人であった。この銀子借用状では、利子が「三層倍」とされており、かなりの高利であったことが目を惹く。また、不履行時の債務者として、隣村を含む多くの知人の名を挙げ、それでも困難な場合は妻子などを質に入れるとまで誓っている。貸す側としては回収の見込み立ち難い借用のため、帰国後の対処を含めて、かなり足元を見て契約を交わしたのでだろう。

この借用状の発給年は「天正二十一年」の三月七日と明記されており、天正二十年十二月八月の文禄元年への改元が、この段階では漢城の商人・陣夫層には伝わっていなかったことが読み取れる。それでは、武士層は改元を知っていたのだろうか。

〔史料4〕^⑦

此者六人并こにた馬三疋、名護屋まで差遣候間、海陸共無異儀可有御通候、但こにた馬者釜山海まで遣候也、仍如件、

天正廿一年三月四日 大谷刑部少輔（花押）

石田治部少輔（花押）

増田右衛門尉（花押）

日本・高麗

所々人留御奉行中

この史料の年紀も「天正二十一年」であるが、天正二十年と読む見解もある^⑧。しかし、「二」が確実に書かれているうえに、仮に天正二十年とした場合でも、第一章第一節で触れたように、三月初旬段階での大谷・石田と増田の居所が異なっている。さらに、国内から使者六人と小荷駄馬を送りながら、使者は名護屋で留めて小荷駄馬のみ釜山に送るといのは、開戦前という状況も加味するに、到底考えられない。当該文書は天正二十一年（文禄二年）三月、漢城の「朝鮮三奉行」が名護屋まで使者を派遣する際に発した過書と見るべきだろう。

ここから、「朝鮮三奉行」ですら、改元から四ヶ月経つてもその情報を伝えられていなかったことが判明する。また、大谷吉継は、五月十四日付の書状では「天正廿一年」と記しているが、この時既に一時的に名護屋に戻ってきており、帰着直後まで改元を知らなかったことになる^⑨。これ以外にも、天正二十一年の年紀の文書を発給している朝鮮在陣諸将の例が確認でき、最も遅い場合は七月末段階まで改元を知らなかった武士層もいた^⑩。そもそも、当該期は年号を付さない文書が多く、在陣諸将宛ての秀吉文書で「文禄二年」の年紀を持つ最も早い書状は二月十八日付の「高麗国在陣衆中」宛てのものであるが、上記の経緯を踏まえると、それが諸将に届いたのは、四月の漢城撤退後のことだった可能性が高いだろう。戦況を左右しない情報は重要性が低いと見做され、伝達が遅れた（ともすると、されなかった）と考えられる。

なお、朝鮮側では年号は王位で改めるため、日本の改元は理解されて

いなかった。例えば、「文禄三年」の年紀をもつ加藤清正の書状を入手した際、それ以前は「天正」と記していることを根拠に偽物ではないかと疑っている。また、「文禄」に年代が改まったことを知った文禄四年段階でも、秀吉が「天正」を殺し、「文禄」を立てたとも考えている。秀吉の日本国王冊封に際しては、「文禄」をどう処遇したのか憶測がなされた^⑪。

（二）漢城の増田長盛

さて、この前後における「朝鮮三奉行」の動向を、増田長盛を中心に確認しておこう。漢城では、増田長盛は鑄宇洞、石田三成は明札洞、大谷吉継は墨寺洞に陣営を置いたとされ、いずれも漢城南部（南山の麓）に位置している^⑫。天正二十年七月三十日、漢城の南、漢江沿いに位置する龍山の小西行長・宗義智の留守陣営（本隊は平壤に進軍）に朝鮮軍が攻めかかった。その際、増田の軍勢が援軍に駆け付けている^⑬。

八月三日、一人の朝鮮人が増田への謁見を許された^⑭。彼の名は李孝仁。これ以前、漢城を侵攻した小西軍に内通し、漢城内の抗日組織の頭目や城外に逃亡しようとした奴婢を密告し、捕縛・処刑させている。また、酒や肴に加えて、朝鮮の文書や曆を日本軍に提供し、信用を獲得することで保身に走っていた^⑮。その李孝仁はこの日、小西陣営の留守居をしていた妙心寺僧の天荊による推挙を受け、増田から夏衣と「今村新助」という日本名を与えられている。こうした名付けは、国内の事例を参照するに、武士に取り立てられたのではなく、奉公人として仕えることを意味したと見るべきであろう^⑯。

八月二十八日、増田は名護屋の石田正澄に対し、朝鮮での動向を伝えた^⑰。各地で義兵が蜂起する一方で日本軍の負傷者が増え、朝鮮の国土は広いものの山国であり、軍勢や兵糧の確保が足りないことを述べている。また、百姓が逃散や山籠もりで抵抗し、日本軍の陣夫など輸送部隊が襲

撃されるため、これまでは「なでつけ」ていたが、今後は従わない村は「なできり」にすべきだ、と報じている。すなわち、現地において異国の統治の困難さを思い知った増田は、撫民から暴力への統治方針の転換を提案したのである。なお、ここで、先遣隊との情報伝達の齟齬がこうした状況を惹き起こしたとも記していることは注目に値する。

さらに、九月十一日、増田は名護屋の浅野長吉に対しても現地の状況を報じた^⑤。朝鮮の百姓が山へ逃げて日本軍に抵抗する理由は、「大将」（朝鮮の領主）が山中にいて、代々の主従関係が築かれており、その指示に従っていることにあるとの推測を示す。年貢も収納できないため、菟田に軍勢を出して当座の兵糧を蓄えつつ、「大将共」が集まっている場所を成敗し、反抗を抑えようと計画している。漢城には町人が六・七万人もいるが、そこにも抗日一揆の噂が立ち、反逆者を牢屋に入れて尋問した。こうした状況は先の正澄宛て書状や「西征日記」の記述とも重なる。

文禄二年正月六日、平壤の小西行長を明軍の李如松と朝鮮軍・義兵の連合軍が攻撃し、小西は漢城へと敗走する。漢城に集結した日本軍は、正月二十七日には南下した李如松の軍を碧蹄館で辛うじて退けたが、二月十二日には幸州山城の戦いで朝鮮軍に敗れ、戦線は一時硬直状況となる。冬の寒さと兵糧不足により、次第に日本軍は追い込まれていった。そうした中、二月十八日に増田は自らの重臣の榎並助丞を名護屋に派遣し、幸州山城の戦いに勝利したと告げ、増田軍の負傷者が軽微であることと主張しつつも、兵糧不足で軍事行動が困難になっている窮状を訴えた。同時に、摂津国の蔵入地の管理を長束に委ね、有米約一万石を名護屋へ届けるよう依頼している。こうした諸將の注進は、情報伝達の齟齬を念頭に、自身に不利な情報を避けつつ、兵糧不足を理由にした撤退への予防線を張っているのとも見ても、あながち穿ちすぎでもなからう。その後、三月三日付で漢城の諸將は連名で秀吉渡海の延期を求める注進状を

日本に送った^⑥。

以上から、情報伝達の困難さと朝鮮民衆の抵抗、及び兵糧不足が朝鮮在陣諸將にとって大きな痛手となっていた様子が読み取れるだろう。実際、正月には明軍に内応したとして、漢城の朝鮮民衆が虐殺されている。ついで、三月中旬には明軍が日本側の兵糧庫である龍山倉を焼き討ちし、四月には日本軍は漢城から撤退することになる^⑦。

第三章 「朝鮮三奉行」に関連する人々の動向

第一節 朝鮮への渡海衆

(一) 長谷川秀一・前野長泰らの動向

本章では、「朝鮮三奉行」と関連する人々の動向を抑えつつ、その役割の差異を確認したい。まずは、「朝鮮三奉行」とあわせて派遣された長谷川秀一・前野長泰・木村常陸介・加藤光泰の四名について見ていこう。

彼らの名称について、中野等氏は「朝鮮三奉行」とともに「奉行衆」としている。しかし、史料上で彼らが「奉行衆」と呼ばれた徴証は薄く、秀吉は「朝鮮三奉行」と四名をあわせて、「御代官」と呼んでいることが多い^⑧。ただし、「代官」には後に触れる十六名の直臣団も含む場合もあり、彼らが秀吉渡海の代理であったという役割からの呼称といえよう^⑨。

一方で、佐島顕子氏は前野長泰・加藤光泰が「宿老」と呼ばれていることを指摘しており、その方が実態に近い。根拠となる史料には「但馬守・遠江守ハ宿老之事候間」とあるため、「宿老」は新たに付与された地位などではなく、経験の豊富さを指す語であろう^⑩。なお、長谷川・木村を「宿老」と呼ぶ史料は見当たらず、行動も異なるので、いったん別の

枠組みで捉える必要があるだろう。

彼ら四名は「朝鮮三奉行」とともに、宇喜多秀家・細川忠興と合流することが計画されていた。実際に、長谷川・木村は忠興とともに天正二十年八月に漢城を発した後、九月には昌原城を攻め落とし、翌月には晋州城に向かったが、敗退した。十一月、木村は京都の玄以に対して、年内分の兵糧が枯渇している状況と、忠興らとともに昌原で冬を越す用意をしている旨を伝え、聚楽屋敷の火の用心を留守居に命じるよう依頼している。二次史料では、長谷川・木村の役目は釜山と漢城までの道路在番とされているが、慶尚道の朝鮮軍・義兵への対処が釜山周辺の道筋の確保にとつて重要であったことを考えると、実態とも齟齬しない⁶⁵。よつて、長谷川・木村には後援軍事力としての意味あいが強かつたと考えられる。

こうした長谷川・木村の役割の前史として、小田原攻め・奥羽仕置時の彼らの活動が想起される。例えば、長谷川秀一は天正十八年八月に石田三成と連署し、会津において石川義宗に対して所領配置と年貢納所についての秀吉からの指令を伝えている。一方で、木村は、同年五月段階から浅野長吉と同行し、上総・下総の所々に禁制を発給し、岩槻城を攻め落とす。その後、七月には武蔵忍城を受け取り、八月には前田利家・大谷吉継らとともに出羽方面の仕置に向かっている⁶⁶。これらからも、長谷川・木村の両者には奉行層を軍事的に補強する役割が期待されたことが窺える。

朝鮮へ派遣される直前にも、長谷川は大谷・石田と共に、秀吉の名護屋入りを武器で迎えるように徳川家康に通達している。また、木村は出陣諸將の動向を京都の駒井重勝（実質的には秀次）に伝えている⁶⁷。この頃から既に、奉行層との連携が想定されていたのであろう。

前野長泰と加藤光泰については、「朝鮮三奉行」とともに「高麗都の軍法御仕置」を命じられたとされ、天正二十年十一月十日付の加藤宛て秀

吉朱印状で、「朝鮮三奉行」と前野・加藤が一名ずつ交代で漢城から平壤の小西行長に助勢するように指示された⁶⁸と二次史料に記される。実際に、この五名は文禄二年正月十日付で、加藤清正や黒田長政らの管轄地域で一揆（義兵）が発生している旨と、日本軍全般が兵糧不足に陥っている状況を国内へ注進している⁶⁹。この注進状の直前には小西が平壤から敗走しており、前線の不穏な情勢を受けてか、小西勢の兵糧枯渇を強調している点は注目される。というのも、その後も兵糧欠乏と加藤清正の失態を平壤撤退の理由に挙げて小西の責任を曖昧にしつつ、漢城の兵糧不足をも訴え、さらなる戦線後退を誘導しようとしているからである⁷⁰。以降、前野・加藤と「朝鮮三奉行」らは三月まで連日のように戦況を報じている。また、黒田長政や立花宗茂らに対して、開城の小早川隆景と連携して明軍の南下を食い止めるべく指示を出している⁷¹。

文禄二年二月十八日付の「高麗国在陣衆中」宛ての軍令において、秀吉は漢城の留守居に小早川隆景と増田長盛を置き、宇喜多秀家・石田三成・大谷吉継と前野・加藤を遊撃隊とするよう命じている。ここに「朝鮮三奉行」の中で増田が石田・大谷よりも重要視されていることが窺える。ついで同月二十七日付の軍令では、増田と加藤・前野の三名を釜山に移し、普請に従事するように命令が改められており、釜山と漢城間の路次確保の切実さは名護屋にも共有されていたようである⁷²。この段階でも、石田・大谷は宇喜多とともに漢城を管轄することが指示されており、秀吉の意図としては漢城の維持は当然の前提とされている。また、増田の移動は「朝鮮三奉行」をいったん解体することを意味しており、奉行層の運用の流動性が指摘できる。

もつとも、こうした計画も三月十日付の秀吉軍令では、前野・加藤・石田は生駒近規とともに晋州城に向かう宇喜多秀家に加勢し、釜山には浅野・増田を置くように変更される。さらに、四月には、兵糧枯渇と「明

勅使」派遣に伴って日本軍が漢城を撤退したため、こうした案も流れることとなり、前野・増田の在釜山が指示されている。戦況と秀吉の軍令の隔絶はここに極まった。⁷²⁾

(二) 片桐且盛らの動向

ついで、「朝鮮三奉行」とともに(ないし先立って)派遣された十六名の直臣層についても触れておこう。その構成員は、服部一忠・一柳可遊・小野木重次・牧村利貞・加須屋真安・片桐且盛(且元)・高田治忠・藤懸永勝・片桐久盛(貞隆)・古田重勝・岡本良勝・新庄直忠(直友)・竹中隆重・太田一吉・早川長政・毛利重政である。

まず、十六名の名称であるが、中野氏は高橋直次書状をもとに「小姓衆」とする⁷³⁾。しかし、それは彼らの主な出身層を指す表現であり、むしろ同じ史料に見える「検使」の方が実際の役割に近い。秀吉自身は彼らを「十六人上使衆」、「朝鮮三奉行」や木村らは「十六人衆」と呼んでおり、上使として派遣された「十六人衆」が実態に沿う呼称だろう。⁷⁴⁾

中野氏も指摘する通り、彼らは「朝鮮三奉行」よりも早くに戦争に従事しており、天正二十年三月の段階で「高麗船奉行」とされた早川・毛利、「対馬船奉行」とされた服部、「壹岐船奉行」とされた一柳、「名護屋船奉行」とされた岡本・牧村らは、船奉行のうちで水軍勢力や奉行層を除いた直臣層であった。また、小野木・牧村・岡本・片桐兄弟・竹中・藤懸・高田らは、先述の通り、四月二十七日段階で石田・大谷にかわって渡海を命じられた人々である。⁷⁵⁾

当初、「十六人衆」は朝鮮における代官支配を補佐する役割として各道に派遣された。そのうち、牧村・小野木・服部・一柳・岡本の五名は、当初は漢城より北方(黄海道・平安道か)を担当する予定であった。しかし、「朝鮮三奉行」の注進もあり、朝鮮半島南部の統治を重視するため

か、全羅道・慶尚道半分を担当地域が変更され、藤堂高虎・加藤茂勝(嘉明)・九鬼嘉隆・脇坂安治の水軍も加勢されている。⁷⁶⁾先に紹介した絵図【表】を参照すると天正二十年八月段階で小野木・片桐貞隆は聞慶、牧村・藤懸は咸昌に名前が見え、小野木・牧村が向かったのは慶尚北道であったことが判明する。残る服部・一柳・岡本は全羅道に加わったと推測される。また、七月段階で加須屋・新庄・太田は立花宗茂の元へ向かっており、全羅道の担当であったことが確認でき、早川・毛利は釜山周辺で兵糧の管理を行っている可能性が高い。⁷⁷⁾

天正二十年九月には、牧村・小野木・片桐兄弟・高田・藤懸・岡本・毛利は、長谷川秀一らとともに昌原城・晋州城方面に向かっている。また、加須屋・新庄・太田は開寧(慶尚北道)に在陣中の毛利輝元と連絡をとっている書中に「其道為御成敗歴々御越候」とあり、引き続き全羅道に留まりつつ、牧村らと合流したと思われる。⁷⁸⁾義兵の反攻により、慶尚道・全羅道の支配も危ぶまれるようになり、「十六人衆」の多くが昌原城・晋州城方面に投入されたのである。

こうして合流した牧村・加須屋ら十一名は、毛利に古田が代わる形で、十一月から翌二月にかけて集団で行動している。一方、早川・毛利は釜山や金海(慶尚南道)に駐在して兵糧や船を管轄し、服部・一柳・竹中は岐阜勢の補佐のため梁山・清道周辺の「つなぎの城」普請に携わっていた可能性が高い。⁷⁹⁾以上から、戦況に応じて流動的に小集団が編成・解体され、役割も変化していたことが看取されよう。

なお、「十六人衆」を含む在陣諸将から齎される情報が実状と合致しないことに秀吉が疑念を持ち、「善悪共」に言上するように命じている点も注目される。⁸⁰⁾こうした指示は、海を隔てた情報が取捨選択・粉飾され、良い部分のみが上申されている状況を、秀吉自身が認識していたことを示しているだろう。

第二節 国内の奉行層

(一) 浅野長吉の動向

次に、「朝鮮三奉行」との比較のため、後に「五奉行」となる浅野長吉や玄以の動向も探っておこう。この両名は、渡海以前に所司代を勤めていたことが知られる。浅野に関しては、一般には天正十七年九月に所司代に就任し、翌年二月に辞任したとされる。おそらくは、玄以との連署状が確認できるのが天正十八年二月までであるからだろう。しかし、浅野自身が天正二十年正月に所司代を離れることを寺社に伝えており、この時期に秀吉の出兵に従うために離任したと見るべきだろう。

壬辰戦争の関連でいえば、天正十七年十一月に、小西行長が朝鮮使節（金誠一ら「三使」）の来日遅延について浅野を通して言上している点が注目される。直接的には、この小西の言上は同年三月の秀吉の督促への返答であり、秀吉朱印状の尚文言の浅野が記されていることに対応するが、そもそもなぜここで浅野が担当したのだろうか。

浅野と九州地方との関わりは、天正十五年の九州攻めに遡る。浅野は先遣隊として派遣されており、四月には毛利吉成・戸田勝隆らと肥後国内で禁制を下付している。また、九州の領主に対しては浅野が「諸事馳走」する旨が通達されており、鍋島氏や立花氏らを秀吉に執り成す役割を果たしていた。帰陣後に肥後国人一揆が発生すると、翌年には肥後の残党討伐と検地のために再び九州へ派遣され、仕置を担当している。よって、こうした九州への浅野の対応が、新たな肥後の領主となった小西の言上の前提に存在すると考えられる。

また、この過程で浅野は九州に來航する黒船や外国使節との関係も構築するようになる。天正十五年六月には肥前の海賊（深堀氏）が唐船や黒

船の商売を妨害することを停止させるよう、秀吉から浅野と戸田に命じられており、天正十六年五月には両者は長崎の直轄化を担当し、黒船の商売を保証している。同年四月（和暦では三月）、インド副王（メネセス）の使節としてゴア（インド）を出発した巡察使のヴァリニャーノは、途中で伴天連追放令発令の一報を受け、どのように対応すべきかをキリシタンたちに相談する中で、次のような結論に至っている。

〔史料5〕

彼らはこの一件について個人的に関白殿（秀吉）に話すのは適當ではなく、彼の寵臣である浅野弾正（長吉）に告げたほうがよいと思われる。この人物は既述のように肥後において我らのことはかならず保護すると副管区長師（ガスバル・コエリヨ）に約束してくれていた。彼は自分に言われたこといっさいを聞いて非常に喜んだ。そして良い機会をとらえてこのことを関白殿に伝える役目を引き受け、そのとおり実行してくれた。

すなわち、浅野を通して使節の来日の可否を窺い、秀吉からの許可を得ることに成功したのである。ただし、巡察使としてではなく、あくまでもインド副王からの使節としての許可であった。ここで注目すべきは、浅野は政権側から交渉窓口指名されたのではなく、受益者であるキリシタンや宣教師たちから選択されている、という点である。従来、こうした行為は「取次」として政権側からの設定と見られていたが、近年では下からの選択であったという理解が浸透してきている。右の経緯からは、対外関係についても下からの選択が契機となっていたことが読み取れるだろう。そして、浅野が選ばれたのは、同年の肥後再仕置においてキリスト教側が秀吉の態度緩和の可能性を探るため、浅野側に接近したことを発端としていた。

この後、ヴァリニャーノ一行は一五九〇年（天正十八）七月（和暦では

六月)に長崎に到着するが、折しも浅野は小田原攻めと奥羽仕置のため
に東国に下っていた。浅野の帰陣が年を跨ぐことを知ったヴァリニャー
ノらは、謁見の日程が大幅に遅れることを危惧し、黒田孝高を通じて秀
吉への執り成しを増田長盛に切り替え、一五九一年(天正十九)三月(和
暦では閏正月)、聚楽第での謁見を果たした。こうした経緯から、秀吉へ
の窓口は受益者側の判断によって変更が可能であり、外交関係の役割は
個人に固定されていたわけではないことが判明する。

従来、政権の奉行層による外交関与については、玄以の存在が注目さ
れてきた⁹⁴。しかし、この時期には浅野のように、個々の執り成しに応じ
た外交関与のあり方が基本であったと考えられよう。それが、文禄三年
頃になると、玄以・増田・石田・長束の四名で対外関係やキリスト教の
問題に取り組んでいる様子が見受けられるようになる⁹⁵。これは、政権の
内部における奉行衆の集団的対応が進んだ結果と捉えられるだろう。

それでは、壬辰戦争時の浅野の活動を確認しておこう。前述の通り、
天正二十年四月に勘気を蒙り、五月に赦免されたため、表立った行動が
見られるようになるのは六月段階からである。六月十五日、肥後佐敷城
を梅北国兼が占拠した(梅北一揆)。その鎮圧に向けられたのが浅野長吉・
長慶(幸長)父子であり、名誉挽回の機会が与えられたといえよう。梅北
は十七日に殺害されたが、浅野父子は一揆後の秩序回復のため、肥後の
加藤領国を巡回した⁹⁶。

天正二十年七月末には名護屋に戻ったと考えられ、秀吉朱印状の尚文
言にも復帰するため、側近くに出仕していたのであろう。文禄二年二月
に黒田孝高と共に朝鮮に派遣され、月末に釜山に上陸している。その目
的は船の調達と兵糧補給であった⁹⁷。実際に、三月には熊川の戦いで内部
抗争を起こした船手衆の確執を抑えるべく誓約を行い、五月には釜山で
城米を受け取っていることが確認できる。四月には蔚山の亀井茲矩を救

出しており、その後も釜山を中心に慶尚南道で活動し、「朝鮮三奉行」ら
とともに秀吉文書の尚文言に名を連ね、在陣諸將に誓詞(起請文)を提出
させている⁹⁸。おそらくは石田三成らとともに九月頃に名護屋へ帰陣した
ものと思われる。秀吉死後の慶長三年十月に石田と共に筑前へ下向し、
丁酉再戦の撤兵作業や蔵入地管理にあたったのも、こうした役割が前提
にあったのだろう。

(二) 玄以の動向

玄以は当初、京都に残って秀次とともに国内政治を担当していた。し
かし、前述したように、「三國割計画」では参陣が予定され、天皇の北
京行幸の準備を指示されている。その後、文禄元年十二月十一日付の消
息で、秀吉から名護屋へ下るように命じられた。その理由は、秀吉が朝
鮮へ渡海する前に玄以に伝えるべきことが多いためと書かれており、名
護屋では五日ほどの滞在が予定され、伏見の隠居屋敷普請にあたる大工
を同道することが指示されている。

文禄二年正月七日、玄以は名護屋に下るために京都を出発する。東寺
の南大門で饞別の酒席が設けられ、里村紹巴や武家伝奏の菊亭晴季・勸
修寺晴豊・中山親綱らが同席した⁹⁹。名護屋への到着日は不明だが、二月
二日付の秀吉朱印状の尚文言に名前があることから、この頃までに到着
していた可能性がある。朝鮮に赴いた浅野と入れ違いになった形だが、
特に浅野の役割を引き継いだ様子はない。四月には能面打の醍醐角坊を
呼び寄せ、五月には「明勅使」(実は宋応昌配下の謝用梓ら)と秀吉との対
面の場に立ち会い、六月には大仏殿や東寺の塔、高野山剃髮寺(青巖寺)
の建立について木食応其へ指示を送っている¹⁰⁰。

最終的に玄以は、秀吉の帰陣と同時期の文禄二年八月二十四日に大坂
へ戻ったことが確認できる。よって、当初の予定とは異なり、七か月に

及んで京都から離れることになったのである。秀吉だけでなく所司代の玄以まで不在だったため、京都の人々は「めいわくく、無申計よし候、御上洛を待かね申候」という状況だったといい、実際にこの間の発給文書は前後の時期に比べて極端に少ないため、京都や朝廷・寺社関係の政務が滞っていたと考えられる。

玄以は名護屋から帰陣する直前の八月八日付で、コエリヨの後任であるペドロ・ゴメスに書状を送っている。これは、ルソンからの使者（フランシスコ会士）の上洛を許した経緯と、キリスト教を広めさせなければ日本に逗留しても良いという秀吉の意向をイエズス会側にも伝え、あくまでも外交使節として扱ったことを示すものであった。この書状を受け取ったイエズス会側は、書状の真偽を確かめるべく、日本人キリシタンらから証言を集めた。その際に「玄以法印は都の奉行であり、関白はこの者に日本国外の諸国から来た使節を預け、その処理を委ねた」「高麗・支那・印度の外交使節を扱ったように、外国の諸問題及び外国から来る外交使命の問題を任務としている者である」とする証言がなされており、玄以が所司代であるが故に外交に関与したとの認識が示されている。

ただし、実態としては玄以の外交関与は先述の天正十九年のインド副王使の謁見からと考えられている。これは、おそらくそれ以前は秀吉が外国使節と会見する場所は主に大坂城であり、玄以は前面に立って対応する必要がなかったためと推測されよう。その後、先述の如く、文禄三年頃には四名の奉行衆が使節に対応するようになる。

おわりに

最後に、講和交渉時の「朝鮮三奉行」らの動向をまとめつつ、その後

の経緯を確かめておこう。講和交渉には、主に「朝鮮三奉行」と小西があたったが、当初、封貢（冊封と朝貢）の実現を求めてからの漢城撤退を主張する小西側と、即時撤退を主張する「朝鮮三奉行」と宇喜多秀家側で意見の相違があり、後者の主張が通った。主導権は「朝鮮三奉行」にあったようである。

偽の「明勅使」や沈惟敬らを伴い、彼らを明皇帝からの「詫言」の使者かつ人質と見立てることで日本軍は漢城から撤退し、小西と「朝鮮三奉行」は文禄二年五月十三日に名護屋へと帰る。「明勅使」は二十三日に秀吉と対面し、翌日には「朝鮮三奉行」は「朝鮮国仕置」のため、一度朝鮮に戻ったとされる。もっとも、当初の方針では、戻るのは石田・大谷・小西のみで、増田は「明勅使」の離日まで在名護屋ともされており、ここでも「朝鮮三奉行」のうちで増田の位置が他の二名とは異なっていることが注目される。

六月二十二日には大谷吉継が一兩日中に名護屋を進発すると述べており、再度朝鮮から帰り、「明勅使」を迎えに来ていたようである。この書状で大谷は博多から医者呼び寄せており、前述の病状が進行していた可能性がある。七月十八日までに大谷・石田・小西の三名が「明勅使」を伴って釜山へ到着しているが、この後、大谷と石田の連署に増田が加わっておらず、八月二十二日付の大谷・石田の連署状では、名護屋から秀吉朱印状と増田の使者が石田・大谷の元に到来し、諸将に対して回覧した上で差し戻すよう指示されている。よって、この時点では、第二章で触れた文書廻送方法が継続されていたことが確認できるとともに、増田は石田・大谷とは別行動をしている可能性が指摘できよう。

九月二十三日、石田らは名護屋に帰陣するが、その後、増田は兵粮の請取と算用のため、十日ほど帰京が遅れる可能性が伝えられている。帰陣の後始末においても増田は確認を行う立場にあった。

少し後になるが、万曆二十三年（文禄四、一五九五）正月二十一日付の「万曆帝詔書」には、秀吉の「日本国王」冊封に伴い、日本側が諸將に官職を配分する際の改変案が存在するが、ここでは、「都督同知」に前田利家・宇喜多秀家・毛利輝元・豊臣秀保・小早川隆景・上杉景勝・増田長盛の名があり、清華成大名と同格の中に増田が加えられている。石田・大谷が一段下の「都督僉事」であることを考慮すると、増田は「朝鮮三奉行」の中で筆頭の立場にあったと結論づけられるだろう。なお、当該史料を含め、講和交渉の過程では、増田・石田・大谷の三名は「豊臣」姓で記されているが、これは国内では確認できない例であり、彼らが明からの授職にあたって「豊臣姓」を許された可能性がある。例えば、石田三成の場合は兄の正澄が豊臣姓で叙任されているため、潜在的に豊臣姓を許可される立場にあったといえよう。

「朝鮮三奉行」以外の人々の足取りも確認しておこう。浅野長吉は文禄二年五月一日頃に梁山で「朝鮮三奉行」らと会談した後、黒田孝高とともに兵糧輸送体制の再構築を行い、秀吉からも「朝鮮三奉行」と連名で記されるようになる。晋州城攻めに向かった長谷川秀一は途上の五月十四日に死去し、同行する木村常陸介に相談の上で遺臣が従軍することになった。加藤光泰も帰陣間際の八月二十八日、臨死の床に就き、詳細は一柳可遊に伝えると述べたうえで浅野長吉に後事を託し、翌日死去した。⑩「十六人衆」でも、牧村利貞と高田治忠が朝鮮で死没しており、前野長泰・木村常陸介・木下吉隆らも文禄四年七月の秀次事件に連座して失脚・切腹した点も考慮すると、結果的に政権内部の構成員が大幅に変動したことになる。

さて、本稿で明らかにした内容をまとめると、まず、対外侵略における構造的な問題としては、情報伝達、兵糧輸送、朝鮮民衆に対する統治の三つの局面において大きな困難を抱えていたといえよう。朝鮮半島で

の状況と名護屋の秀吉の意向が乖離していく中で、度重なる渡海延期とお拾い（秀頼）の生誕もあり、秀吉も自身の渡海への執着を失っていたのである。そうした中で講和破談後の丁酉再戦に対しては、小西や「朝鮮三奉行」らも厭戦観を強めていく。

また、奉行層が秀吉の命令を上意下達するだけの存在ではないことも改めて確認できた。「朝鮮三奉行」らは秀吉の渡海延期を誘導し、戦線後退を正当化し、現場の判断を秀吉に追認させた。こうした構造は壬辰戦争時に限定されるものではなく、秀吉への言上や大名への下達時に取捨選択や御説誘導・改変の余地が存在した。

政権の内部構造に関しては、吏僚層の流動性や可変性が特筆される。「朝鮮三奉行」は必ずしも当初からの計画に沿って運用されたものではなく、三名の間で役割や立場も異なっていた。渡海した「十六人衆」や国内の吏僚層についても同様である。それらは戦況や秀吉の居所に応じて柔軟に解体・再編される性格を有していた。

政権内では小田原攻めや壬辰戦争に伴い、新たな側近衆（木下・山中ら）が台頭したが、「朝鮮三奉行」も含めて、吏僚層の職務は他者で代替可能な面があり、それらを構成や役職の固定された政治組織と捉えることは難しい。また、多様な選抜肢の中から、構成員の死去や失脚・政変によって淘汰が生じた。かかる経緯のもと、次第に諸職務が玄以・増田・石田・長東の四名の奉行衆へと収斂していくが、その萌芽は天正十九年前半に見られ、文禄三年前半に活動が活発化し、慶長二年末頃に諸職務を兼ね合わせるに至る。⑪これが秀吉死後のいわゆる「五奉行」成立の前提であり、「五奉行」（ないし「朝鮮三奉行」「四奉行」といった枠組みに囚われることなく、こうした変遷を動態的に捉えることが政権構造を理解する上で重要といえるだろう。

注

- ① 日本と韓国における研究動向に関しては、六反田豊ほか「文禄・慶長の役（壬辰倭乱）」・朴哲暎「壬辰倭乱（文禄・慶長の役）研究の現況と課題」（『日韓歴史共同研究報告書』第二分科篇、二〇〇五年）を参照。
- ② 鄭杜熙・李璟珣編著『壬辰戦争』明石書店、二〇〇八年（韓国語版は二〇〇七年）。
- ③ 国家・社会の統合過程との接点については、別稿を公表予定である。
- ④ 中野等「石田三成の居所と行動」（藤井讓治編『織豊期主要人物居所集』第二版、思文閣出版、二〇一六年）。
- ⑤ 「日次記（菊亭文庫）」（京都大学附属図書館蔵）天正二十年四月十三・十五日条。なお、浅野は五月一日に秀吉御前への出仕を許されるようになるが、浅野がこの時期に「入道」と称していることから、それを秀吉渡海への諫言による勘気にふれたためとする見方がある（中村孝也『徳川家康文書の研究』中巻）。しかし、浅野の「入道」呼称は天正十九年十二月から見られ、法体となった理由は鶴松の死去に伴うものであった（『兼見卿記』天正十九年十二月十四日条）。従って、直接的には四月の御前出仕の強行が遠ざけられた理由であろう。『太祖公済美録』（東京大学史料編纂所写真帳）は「知斎咄」を引用し、その原因を浅野の家臣が唐津で誤って人を斬ったことが秀吉の耳に入ったためとする。
- ⑥ 『豊臣秀吉文書集』四〇〇・五・四〇一四号など。もともと、木下吉隆は遅くとも天正十三年以降に石田や長東らと連署、ないし尚文言に連名されることがしばしばあった。一方で、山中長俊はようやく天正十八年二月段階から尚文言で長東や木下と連名されるようになったが、九月頃には「御せつかん」を蒙り、一時的に御前から遠ざけられていたようである（天正十八年）九月十二日付 木下吉隆書状写（『翠関雑記』『愛知県史』資料編十三）。
- ⑦ 「日次記（菊亭文庫）」天正二十年四月二十六日条。なお、『豊臣秀吉文書集』四〇二・四・四〇三二号を参照すると、石田・大谷の派遣は二十五日、片桐らの派遣は二十六日に既に決まっていた可能性がある。
- ⑧ 「日次記（菊亭文庫）」天正二十年四月二十一日条。
- ⑨ （天正二十年）五月二十六日付 大谷吉継書状写（吉川家中并寺社文書）
- 東京大学史料編纂所謄写本）。（天正二十年）五月二十七日付 大谷吉継書状写（同上）。
- ⑩ 『豊臣秀吉文書集』四〇九七号。（天正二十年）五月十八日付 山中長俊書状（『組屋文書』『小浜市史』諸家文書編一）。
- ⑪ 同年と推定される五月六日付の長東・増田・大谷・石田の連署状写（『古案』、翻刻や年次比定は拙稿「石田三成論」（拙編『石田三成』戎光祥出版、二〇一八年）参照）が存在し、五月十三日付の秀吉朱印状写（『豊臣秀吉文書集』四〇七九号）でも、石田・大谷・長東・木下が尚文言に記されているため、十三日以前の段階では増田・石田・大谷の三名を単位とする集団（『朝鮮三奉行』）は成立していないようである。一方で、五月二十九日以降の秀吉朱印状の添状文書には増田・石田・大谷が列記されるようになる（『豊臣秀吉文書集』四一〇四号）。なお、当該朱印状などを参照すると、五月末時点の役割には渡海船の手配が含まれていたことが判明する。
- ⑫ 中野等『秀吉の軍令と大陸侵攻』吉川弘文館、二〇〇六年。跡部信「秀吉独裁制の権力構造」（同著『豊臣政権の権力構造と天皇』戎光祥出版、二〇一六年、初出二〇〇九年）。
- ⑬ （天正二十年）六月六日付 西笑承兌書状（『文禄年中日記』（『西笑和尚文案』紙背一一一））。
- ⑭ （天正二十年）六月付 西笑承兌書状（『等持院文書』東京大学史料編纂所影写本）。
- ⑮ 天正二十年六月二日付 秀吉朱印状（『豊臣秀吉文書集』四一一八号）。「賊中見聞録」「看羊録」。
- ⑯ （天正二十年）六月二日付 大谷吉継書状写（吉川家中并寺社文書）。「日記（薩藩）」（『旧記雑録』後編二）天正二十年六月六日条。（天正二十年）六月十六日付 石田三成書状（『相良家文書』七二二号）。なお、当該三成書状は、従来は文禄二年のものと推定されてきた（中野等『石田三成伝』吉川弘文館、二〇一七年）が、相良が「先手」に加わるという内容から、天正二十年が適切と判断した（『豊臣秀吉文書集』四一三四号）。
- ⑰ 天正二十年六月二十一日付 増田長盛ら連署条々（『阿部氏家蔵豊太閤朱印写』、金子拓「肥後加藤家旧蔵豊臣秀吉・秀次朱印状について」山田貴司編『加藤清正』戎光祥出版、二〇一四年、初出二〇一一年）。なお、彼

らに前後して渡海した細川忠興は六月十七日に釜山着、同二十三日に釜山から漢城に向かったとされる（『松井家譜』東京大学史料編纂所贈写本）。

⑱ 天正二十年六月三日付 秀吉朱印状（『豊臣秀吉文書集』四一三四号）。

⑲ 天正二十年六月二日付 秀吉朱印状（『豊臣秀吉文書集』四一一八号）。

「西征日記」（『続々群書類従』第三）同年七月十六日条。

⑳ 前掲注⑫中野著書。

㉑ 「西征日記」天正二十年七月二十二・三日条。

⑳ 天正二十年）七月二十一日付 増田・大谷・石田連署状（八代市立博物館所蔵文書、前掲注⑪拙稿「石田三成論」）。なお、「吉見元頼朝鮮日記」（『防長叢書』第六編）にも「朝鮮三奉行」の様子が見られるが、諸将の動向と相違する点もあり、検討を要する。

㉓ 大阪城天守閣所蔵「朝鮮之役絵図」。なお、閲覧と図版掲載にあたっては、原蔵者様及び大阪城天守閣の岡嶋大峰氏に大変お世話になった。厚く御礼申し上げる。

㉔ 「松井家譜」。北島万次編『豊臣秀吉朝鮮侵略関係史料集成』一、六六二～八頁。

㉕ 「豊臣秀吉朝鮮侵略関係史料集成』一、七一四～七頁。

㉖ 「豊臣秀吉朝鮮侵略関係史料集成』一、三〇七～八頁。

㉗ 白峰句「文禄・慶長の役における秀吉の城郭戦略」（同著『豊臣の城・徳川の城―戦争・政治と城郭』校倉書房、二〇〇三年、初出二〇〇一年）。特に尚州の変化は白峰氏の整理している時期差とも合致する。

㉘ （天正二十年）八月二十九日付 中小路一元書状写（吉川家中并寺社文書）。

㉙ 「豊臣秀吉朝鮮侵略関係史料集成』二、四五～五一頁。

㉚ （天正二十年八月）日付不詳 増田・大谷・石田連署状写（名護屋城博物館所蔵文書）『秀吉と文禄・慶長の役』特別企画展図録、二〇〇七年）。

㉛ 三鬼清一郎「朝鮮出兵における兵糧米調達について」（同著『豊臣政権の法と朝鮮出兵』青史出版、二〇一二年、初出一九七九年）。佐島（国重）顕子「豊臣政権の情報伝達について」（前掲拙編『石田三成』、初出一九九九年）。

㉜ 佐島前掲注③⑩論文。中野前掲注⑫著書。白峰前掲注⑰論文。

㉝ （天正二十年）四月二十四日付 木村常陸介書状写（静嘉堂文庫所蔵「集

古文書」）。

③③ 「厚狭毛利家文書」十八号（『山口県史』史料編中世三）。

③④ 「豊臣秀吉文書集」四五一五～四五一九号。『豊臣秀吉朝鮮侵略関係史料集成』二、五三・五四・二〇四頁。

③⑤ （文禄三年）正月二十八日付、及び（文禄四年）八月二十八日付の秀吉朱印状の包紙（松浦史料博物館所蔵）。

③⑥ 外岡慎一郎「大谷吉継年譜と若干の考察」（『敦賀市立博物館研究紀要』三十、二〇一六年）。

③⑦ 「豊臣秀吉朝鮮侵略関係史料集成』一、二二〇・二四〇頁。天正二十年五月九日付 駒井重勝書状「下川文書」（『増訂駒井日記』二七六頁）。実際、清正の文書は「韓陣文書」（『楓軒文書纂』）などに写の形でまとまって残されている。なお、天正二十年前半の朝鮮在陣諸将から秀吉への注進状の宛名としては、他に増田長盛や浅野長政なども見られる。複数の経路から注進を送ったことや、書状の往復過程で宛名が変化したのであろう。

③⑧ 天正十九年（実際は二十年）正月十一日付 毛利輝元々々写（『武田金三氏所蔵文書』『広島県史』古代中世資料Ⅳ）。『豊臣秀吉朝鮮侵略関係史料集成』一、三七八頁。

③⑨ 「豊臣秀吉文書集』四一五五・四一四五号など。

④⑩ 前掲⑲、『豊臣秀吉文書集』四一四七・四三二六号など。

④⑪ （天正二十年）六月六日付 大谷吉継書状写（吉川家中并寺社文書）。（同年）六月十日付 石田正澄書状写（同上）など。なお、正澄は山里丸の普請を任されているが、当該文書では秀吉の一時帰京よりも前から「御小座敷数寄屋」の大作の手配をしていることが注目される。

④⑫ 「豊臣秀吉文書集』四三三四・四二四六号など。

④⑬ 「豊臣秀吉文書集』四二六六号。天正二十年七月以降、秀吉が名護屋から帰陣する文禄二年八月までの間、寺沢はしばしば長束らと連署し、尚文言にも連名されている。（天正二十年）七月二十二日付 長束・寺沢連署状（『小早川家文書』四二三号）、（文禄二年）七月十二日付 寺沢・長束連署状（『松浦文書』東京大学史料編纂所影写本）、『豊臣秀吉文書集』四七〇七号など。

④⑭ 管見での初出は（天正二十年）十一月二十六日付 長宗我部元親書状写

〔蠹簡集〕東京大学史料編纂所謄写本)。尚文言では『豊臣秀吉文書集』四三六四号。なお、その前史は天正十八年の小田原攻めに際し、浅野や石田・大谷ら奉行層が軍事行動や位置に従事する一方、山中らが秀吉に近侍したことに求められる。曾根勇二「秀吉の右筆」(山本博文ら編『消された秀吉の真実』柏書房、二〇一二年)。

④5 『豊臣秀吉文書集』四四七一号。

④6 『弘文莊待賈古書目録』四四、一八五号文書。服部英雄「書評 中野等著『豊臣政権の対外侵略と太閤検地』」(『史学雑誌』二〇七・一六、一九九八年)。

④7 「菊家文書」東京大学史料編纂所ポーンデジタル。

④8 前掲注⑩中野著書。

④9 天正二十一年五月十四日付 大谷吉継書状(「道川文書」『福井県史』資料編八)。

⑤0 天正二十一年二月三日付 毛利輝元官途書出写(『萩藩閥閥録』第二卷)。天正二十一年二月二十三日付 宇喜多秀家書状写(『黄薇古簡集』)。天正二十一年七月二十九日付 稲富能直鉄砲印可状(「岡本文書」東京大学史料編纂所影写本)など。なお、在陣していない人々で「天正二十一年」を用いている例は、その地方への情報伝播が遅かったためと想定されるので、対象外とする。

⑤1 『豊臣秀吉文書集』四四六二号。なお、毛利輝元は三月二十二日付で「文禄二年」の年紀を使用しており、当該秀吉文書を入手したか、何らかの経緯で知ったようである(「守田文書」東京大学史料編纂所影写本)。

⑤2 『朝鮮王朝実録』宣祖二十七年(一五九四)二月二十一日条、宣祖二十八年二月二十八日条、宣祖二十九年二月十八日条。

⑤3 太田秀春「漢城における日本軍の築城」(同著『朝鮮の役と日朝城郭史の研究』清文堂、二〇〇五年、初出一九九九年)。

⑤4 「西征日記」天正二十年七月晦日条。

⑤5 「西征日記」天正二十年八月三日条。

⑤6 米谷均「書評 北島万次著『豊臣秀吉の朝鮮侵略』」(『民衆史研究』五二、一九九六年)。

⑤7 例えば、『時慶記』寛永六年七月十一日条では、八条宮の侍「中村七郎兵衛」が西洞院家の公家侍に推挙され、「金沢七郎右衛門」と名付けられ

ている。

⑤8 「松平文庫文書」。三鬼清一郎「朝鮮出兵における国際条件について」(同著『豊臣政権の法と朝鮮出兵』青史出版、二〇一二年、初出一九七四年)に翻刻掲載。

⑤9 (天正二十年)九月十一日付 増田長盛書状写(「堀田保右衛門所蔵文書」『太祖公済美録』)。

⑥0 (文禄二年)二月十八日付 増田長盛書状(「佐藤行信氏所蔵文書」東京大学史料編纂所影写本)。(同年)三月三日付 増田長盛ら十七名連署書状(「蠹簡集残編」東京大学史料編纂所謄写本)。また、名護屋でも二月中旬以降、秀吉自身が渡海を明言しなくなり、三月下旬には渡海の不可能性が噂されている(前掲注⑫中野著書)。

⑥1 『朝鮮王朝実録』宣祖二十六年(一五九三)正月朔日・二月二十一日条。『豊臣秀吉朝鮮侵略関係史料集成』二、一六三頁。

⑥2 前掲注⑫中野著書。『豊臣秀吉文書集』四一四一・四一九三号など。

⑥3 『豊臣秀吉文書集』四二一〇号。

⑥4 前掲注⑩佐島論文。『豊臣秀吉文書集』四四六二号。前掲注⑫中野著書では「宿老」という位置づけを与えたと評価され、前掲注⑫跡部論文では「二宿老」と呼称されている。

⑥5 『豊臣秀吉文書集』四二二二・四二七八号。(天正二十年)十一月十五日付 木村常陸介書状(「保阪潤治氏所蔵文書」東京大学史料編纂所影写本)。「加藤光泰貞泰軍功記」(『続々群書類従』第三)。

⑥6 (天正十八年)八月十三日付 長谷川秀一・石田三成連署書状(「伊達家文書」五三一号)。(同年)五月朔日付 浅野長吉・木村常陸介連署書状(「戦国遺文」房総編二二八五号)。(同年)七月十四日付 浅野長吉書状(「瀧川文書」第四卷九号)。「名古屋大学文学部研究論集」史学二二。(同年)八月十七日付 木村常陸介・大谷吉継・前田利家連署書状(「秋田藩家蔵文書」『秋田県史』資料古代中世)など。

⑥7 (天正二十年)四月二十五日付 徳川家康書状(「思文閣古書資料目録」二二三)。前掲注⑩木村書状写。

⑥8 「加藤光泰貞泰軍功記」。(文禄二年)正月十日付 増田長盛・大谷吉継・石田三成・加藤光泰・前野長泰連署書状(「文書雜集」東京大学史料編纂

所贍写本)。

- ⑥9 (文禄二年) 正月十一日付 増田長盛・大谷吉継・石田三成・加藤光泰・前野長泰連署状 (金沢工業大学所蔵文書)。(同年) 正月二十三日付 増田長盛・大谷吉継・石田三成・加藤光泰・前野長泰連署状 (金井文書) 『兵庫県史』史料編中世九)。
- ⑦0 (文禄二年) 正月十三日付 加藤光泰書状 (黒田家文書 一七〇号)。(同年) 同月二十五日付 前野長泰書状 (立花家文書) 『福岡県史』近世史料編柳川藩初期上)。
- ⑦1 前掲注⑤・④⑤。
- ⑦2 『豊臣秀吉文書集』四四九三・四五四四号。
- ⑦3 中野等「天正二十年六月三日附豊臣秀吉朱印状をめぐって」(三鬼清一郎編『織豊期の政治構造』吉川弘文館、二〇〇〇年)。
- ⑦4 『豊臣秀吉文書集』四二六一号。前掲注⑥増田ら連署状写。前掲注③木村書状写。
- ⑦5 『豊臣秀吉文書集』三九七七号。前掲注⑦。
- ⑦6 『豊臣秀吉文書集』四二一〇号。
- ⑦7 『豊臣秀吉文書集』四二二二・四二四七号。
- ⑦8 『豊臣秀吉文書集』四二七八号。
- ⑦9 『豊臣秀吉文書集』四三二〇号。(天正二十年) 九月五日付 毛利輝元書状 (大森洪太氏保管文書) 東京大学史料編纂所影写本)。
- ⑧0 『豊臣秀吉文書集』四三三二・四三九四・四四三〇・四四九三号など。(文禄二年) 二月十二日付 片桐且盛ら連署状 (九鬼家隆氏所蔵文書) 『三重県史』資料編中世3中)。なお、片桐且盛は二月中旬にいったん名護屋に戻り、月末に再度朝鮮へ派遣されたようである (『豊臣秀吉文書集』四四七七・四四八七号)。
- ⑧1 『豊臣秀吉文書集』四三〇四号など。
- ⑧2 伊藤真昭「所司代の展開」(同著『京都の寺社と豊臣政権』法蔵館、二〇〇三年、初出二〇〇〇年)。
- ⑧3 『鹿苑日録』天正二十年正月四日条。相田文三「浅野長政の居所と行動」(『織豊期主要人物居所集成』)。
- ⑧4 (天正十七年) 十一月八日付 小西行长書状写 (『武家事紀』『小西行长基

礎資料集)。

- ⑧5 『豊臣秀吉文書集』二六六四号。
- ⑧6 『豊臣秀吉文書集』二二二二号。「満願寺文書」『阿蘇文書』など。
- ⑧7 『豊臣秀吉文書集』二二二二二号など。
- ⑧8 『豊臣秀吉文書集』二四一八号など。
- ⑧9 『豊臣秀吉文書集』二二二六号。清水絃一「長崎の収公過程」(同著『織豊政権とキリシタン』岩田書院、二〇〇一年)。
- ⑨0 一五八九年(天正十七) 二月二十四日付 一五八八年度日本年報 (『十六・七世紀イエズス会日本報告集』第I期第1巻、日笠博司訳)。
- ⑨1 田中誠二「藩からみた近世初期の幕藩関係」(『日本史研究』三五六、一九九二年)。中野等「豊臣期の文書にみえる「取次」「御取成」などの仲介文言について」(『古文書研究』八九、二〇二〇年)。なお、「取次」をめぐる論点と筆者の見解については前掲拙稿「石田三成論」を参照のこと。
- ⑨2 前掲注⑨0日本年報。
- ⑨3 一五九二(天正二十) 年十月一日付 一五九一・九二年度日本年報 (『十六・七世紀イエズス会日本報告集』第I期第1巻、家人敏光訳)。なお、天正十九年九月十一日付で小琉球(フィリピン)宛ての添状を発給した人物も浅野とされる(『セビーヤ市印度文書館所蔵文書』『異国往復簡書集』)が、この段階の浅野は侍従に任官しておらず、差出の「侍従」と齟齬し、居所も奥州である。
- ⑨4 高野友理香「豊臣政権期の修道会交渉における前田玄以」(『社会文化史学』五七、二〇一四年)。
- ⑨5 拙稿「豊臣氏奉行発給文書考」(『古文書研究』八二、二〇一六年)。
- ⑨6 前掲注⑫中野著書。
- ⑨7 前掲注⑧③相田論文。前掲注⑫中野著書。
- ⑨8 文禄二年五月十八日付 浅野長吉請取状 (『浅野家文書』七二号)。山内讓「豊臣水軍興亡史」吉川弘文館、二〇一六年。
- ⑨9 (文禄二年) 五月八日付 伊達政宗書状 (『内藤文書』『岡山県史』家わけ史料)、『豊臣秀吉文書集』四五八三・四五九一・四六七二号。
- ⑩0 『豊臣秀吉文書集』四一〇一号。(天正二十年) 六月七日付 玄以書状 (吉田黙氏所蔵文書) 東京大学史料編纂所影写本)。

- ⑩ 『豊臣秀吉文書集』四三四五号。
- ⑪ 『年預方日記』(東京大学史料編纂所影写本) 文禄二年正月七日条。『時慶記』同日条。
- ⑫ 『豊臣秀吉文書集』四四〇四・四五五五号。
- ⑬ (文禄二年) 四月七日付 玄以書状(宮内庁書陵部所蔵「角坊文書」)。(同) 五月二十五日付 玄以書状(福岡市博物館所蔵文書)『新修福岡市史』資料編一。(同) 六月二十九日付 玄以書状写(国文学研究資料館蔵「紀伊統風土記編纂史料」)。
- ⑭ 『兼見卿記』 文禄二年八月二十四日条。
- ⑮ 「立入家記」(『禁裏御倉職立入家文書』六〇号)。
- ⑯ 清水紘一「文禄・慶長初年の日西交渉」(前掲同著、初出一九八八年)。
- ⑰ J・L・アルバレス・タラドゥリス「P・ペドロ・ゴメス宛前田玄以の未刊の一書翰(一五九三年)」(『キリスト教史学』一九、一九六七年、佐久間正訳)。
- ⑱ 前掲注⑨高野論文。
- ⑲ 『朝鮮王朝実録』 宣祖二十六年(一五九三) 四月一日条。
- ⑳ 前掲注④中野論文。ただし、従来はその間の活動を示す史料とされてきた三成書状の年次は天正二十年のものであり(注⑩参照)、渡海してはいない可能性も残る。
- ㉑ (文禄二年) 五月十九日付 長束正家書状(『吉川家文書』四一六号)。
- ㉒ (文禄二年) 六月二十二日付 大谷吉継書状写(『吉川家中并寺社文書』)
- ㉓ (文禄二年) 七月十八日付 太田久右衛門書状(『島津家文書』一七五六号)。(文禄二年) 八月二十二日付 石田三成・大谷吉継連署状写(『旧記雑録後編』二、一一七八号)。
- ㉔ 『駒井日記』 文禄二年閏九月十二日条。
- ㉕ 『江雲随筆』 東京大学史料編纂所謄写本。大野晃嗣「明朝と豊臣政権交渉の一齣―明朝兵部発給「劄付」が語るもの―」(『東洋史研究』七八一、二、二〇一九年) など。
- ㉖ 「小西飛(内藤如安)稟帖」『経略復国要編』後附。『明実録』万曆二十四年(一五九六) 五月十五日条など。なお、前者では小西行長・石田三成・増田長盛・大谷吉継・宇喜多秀家が徳川家康らよりも上位に位置づけられ

ているが、彼らが講和交渉の担当者であったこと以上に、平壤撤退時に「朝鮮三奉行」が庇い立てたことへの小西側の配慮があったのかもしれない。

- ⑳ 木下聡編『豊臣期武家口宣案集』一七八号。なお、明や朝鮮側は秀吉を「平秀吉」と認識しており、「豊臣」という二字姓は理解されていなかった節がある。対外的には取り立てて「豊臣」姓を名乗るメリットはなかったとすると、その効果は国内に向けたものであっただろう。例えば、加藤清正は秀吉の許可なく朝鮮で「豊臣」姓を名乗っていたことが処罰の一因とされているため、秀吉の認可が必要であったことが知られる。もともと、石田三成は慶長四年三月二十一日付けの高野山奥之院経蔵棟札に「藤原朝臣三成」とあり、実際には豊臣姓を名乗ることを憚っていたのかもしれない(高野山一切経蔵棟札)。

- ㉑ 前掲注⑧相田論文。『豊臣秀吉文書集』四五八三・四六七二号。

- ㉒ 前掲注⑩(文禄二年) 五月二十五日付 玄以書状。

- ㉓ (文禄二年) 八月二十八日付 加藤光泰書状(『大洲加藤家文書』東京大学史料編纂所影写本)。

- ㉔ 高田に関しては、『豊臣秀吉文書集』四六七七号の帰陣計画に「牧村人数・高田豊後人数」と書かれており、既に指揮者を失った軍勢であることが推測されるとともに、『駒井日記』文禄二年閏九月十二日条で「高田孫十郎」が秀吉へ帰陣のお目見えをしており、治忠の跡継ぎと考えられる。なお、この「孫十郎」は慶長二年九月十五日に「河内守」に任じられた高田正良と同一人物かと思われる(木下聡編『武家口宣案集』三一三三三)。
- ㉕ 「日本往還日記」 宣祖二十九年(一五九六) 九月六日条。
- ㉖ 山本博文「豊臣政権の「指南」について」(同著『幕藩制の成立と近世の国制』校倉書房、一九九〇年、初出一九八九年)。跡部前掲注⑫論文。
- ㉗ 前掲注⑨拙稿。

〔付記〕 本稿はJSPS科研費19K13333の研究成果の一部である。

(本学文学部准教授)